

二 組合側の強硬

一、宇野清村六次（社長）は「組合員は皆、
」百円の積立金を支給す
三、将来の積立金員は且、
四、既述の通り積立金は、
五、積立金の取引きは、
六月一日小倉郵便局に、
六、組合員の代表は、
七、組合員の代表は、
八、組合員の代表は、
九、組合員の代表は、
十、組合員の代表は、
十一、組合員の代表は、
十二、組合員の代表は、
十三、組合員の代表は、
十四、組合員の代表は、
十五、組合員の代表は、
十六、組合員の代表は、
十七、組合員の代表は、
十八、組合員の代表は、
十九、組合員の代表は、
二十、組合員の代表は、
二十一、組合員の代表は、
二十二、組合員の代表は、
二十三、組合員の代表は、
二十四、組合員の代表は、
二十五、組合員の代表は、
二十六、組合員の代表は、
二十七、組合員の代表は、
二十八、組合員の代表は、
二十九、組合員の代表は、
三十、組合員の代表は、
三十一、組合員の代表は、
三十二、組合員の代表は、
三十三、組合員の代表は、
三十四、組合員の代表は、
三十五、組合員の代表は、
三十六、組合員の代表は、
三十七、組合員の代表は、
三十八、組合員の代表は、
三十九、組合員の代表は、
四十、組合員の代表は、
四十一、組合員の代表は、
四十二、組合員の代表は、
四十三、組合員の代表は、
四十四、組合員の代表は、
四十五、組合員の代表は、
四十六、組合員の代表は、
四十七、組合員の代表は、
四十八、組合員の代表は、
四十九、組合員の代表は、
五十、組合員の代表は、
五十一、組合員の代表は、
五十二、組合員の代表は、
五十三、組合員の代表は、
五十四、組合員の代表は、
五十五、組合員の代表は、
五十六、組合員の代表は、
五十七、組合員の代表は、
五十八、組合員の代表は、
五十九、組合員の代表は、
六十、組合員の代表は、
六十一、組合員の代表は、
六十二、組合員の代表は、
六十三、組合員の代表は、
六十四、組合員の代表は、
六十五、組合員の代表は、
六十六、組合員の代表は、
六十七、組合員の代表は、
六十八、組合員の代表は、
六十九、組合員の代表は、
七十、組合員の代表は、
七十一、組合員の代表は、
七十二、組合員の代表は、
七十三、組合員の代表は、
七十四、組合員の代表は、
七十五、組合員の代表は、
七十六、組合員の代表は、
七十七、組合員の代表は、
七十八、組合員の代表は、
七十九、組合員の代表は、
八十、組合員の代表は、
八十一、組合員の代表は、
八十二、組合員の代表は、
八十三、組合員の代表は、
八十四、組合員の代表は、
八十五、組合員の代表は、
八十六、組合員の代表は、
八十七、組合員の代表は、
八十八、組合員の代表は、
八十九、組合員の代表は、
九十、組合員の代表は、
九十一、組合員の代表は、
九十二、組合員の代表は、
九十三、組合員の代表は、
九十四、組合員の代表は、
九十五、組合員の代表は、
九十六、組合員の代表は、
九十七、組合員の代表は、
九十八、組合員の代表は、
九十九、組合員の代表は、
百、組合員の代表は、

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

組合長は直ちに配達部會を開催し協議の結果左の二項を決
せり

- 1、直轄制の反対
- 2、宅扱係員減員反対

三 組合の會社訪問

六月二日組合長外二名の代表は、社長野見山勝雄と會見し前
記二項を提出し折衝したるも繼らず
六月八日第二回の會見にて會社側安協案を提示したるも組
合側は直轄制反対を固持し解決に至らず
六月十五日第三回の會見をなしたる處相方解決を希望して態
度軟化し互譲的に折衝を進めたる結果左の條件にて和解せ
り

四 解決條件